

# 区域図(変更後)

## 大門地区

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
大門地区	条例別表第3の3の項	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物（地縁者の住宅）
	条例別表第3の5の項	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物（地域振興のための工場）
	条例別表第3の5の項	別表に規定する工場等誘導区域（地域産業発展型）に建築できる建築物

相生市

大門

### 凡例

- 市界
- 大字界
- 市街化区域
- 地縁者の住宅区域
- ▨ 工場等誘導区域(地域産業発展型)
- ▩ 工場等誘導区域

N 縮尺 = 1:2,500

0 25 50 100 m

「区域は境界を表すものではありません。」  
 「区域はたつの市域のみに限られます。相生市域は含まれませんのでご注意ください。」

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く」

